

数字で見るヒューマンライツ・ビルディング

●設計者:
 Lord Richard Rogers
 建設共同企業体:
 Richard Rogers Partnership
 Ltd, Londres,
 & Claude Bucher, Strasbourg
 ●総工費:
 4億 5500 万フラン

●床面積: 2万8000 m² (全体)
 - 860 m² (審理室)
 - 520 m² (小審理室)
 - 4500 m² (会議室)
 - 1万 6500 m² (事務室)

●会議室の数: 18室 (全体)
 - 審理室 (傍聴席 243席 + 裁判官席 49席 + 当事者席 22席)
 - 小審理室 (傍聴席 101席 + 裁判官席 25席 + 当事者席 12席)
 - 評議室 (47~52席)
 - 会議室 (テーブル席平均 47席及び傍聴席平均 52席)

●事務室の数: 535室 (変更可能)
 ●視聴覚設備: プレスルーム (204席)
 セミナールーム (104席)

●その他
 - 電気ケーブル 490 km
 - 電球 5500 個
 - バイプ 10 km
 - 書類コンベア 500 m
 - エレベーター 9機
 - 金属フレーム 450トン
 - コンクリート補強材 1450トン
 - コンクリート 1万 5000 m³
 - 窓花壇全長 2800 m
 - 熱ポンプ 4機
 - 空調ユニット 16セット
 - 50社及び下請け 125社
 - 建設作業員 1500名
 - 建設作業時間 80万時間

混同しやすいもの

欧州司法裁判所

この裁判所は、ルクセンブルクに設置され、EU法への遵守を確保し、EU運営条約の解釈及び適用について決定します。

国際司法裁判所

ハーグに設置された国際連合の司法機関です。

世界人権宣言

国際レベルでの人権保護を強化するために、1948年に国連によって採択された文書です。

EU基本権憲章

2000年に採択された人権と基本的自由に関するヨーロッパ連合 (EU) の文書です。



裁判所の

概要



お問い合わせ

European Court of Human Rights
 Public Relations
 67075 Strasbourg cedex
 France
www.echr.coe.int

JPN

EUROPEAN COURT OF HUMAN RIGHTS
 COUR EUROPÉENNE DES DROITS DE L'HOMME





ヨーロッパ人権裁判所

1959年に設置されたヨーロッパ人権裁判所は、ヨーロッパ人権条約によって定められた市民的および政治的権利の違反を主張する個人または国家からの申立てについて決定を下す権限を有する国際裁判機関です。

1998年からは、常設裁判所となり、個人が直接当該裁判所に申し立てることができるようになりました。

ヨーロッパ人権裁判所は、その創設から数千もの申立てを審査してきました。それらの判決は、関連当事国を拘束し、数多くの分野において、ヨーロッパ人権条約加盟国の国内法や行政実務を政府に修正させています。当裁判所の判例は、ヨーロッパ人権条約を、新たな挑戦に応ずるため、そして、ヨーロッパにおける法の支配や民主主義を強固にするための、現代的で強力な法律文書にしています。

ヨーロッパ人権裁判所は、英国人建築家Lord Richard Rogersによって1995年に構想されたヒューマンライツ・ビルディングは、ストラズブールに本部があります。その建物の様子は世界中で知られているものであり、当裁判所が、ヨーロッパ人権条約を批准していたヨーロッパ評議会47加盟国におけるヨーロッパ市民8億3千万人の人権の遵守を監視しています。

年表

1949年5月5日

ヨーロッパ評議会の設立

1950年11月4日

ヨーロッパ人権条約の採択

1953年9月3日

ヨーロッパ人権条約の発効

1959年1月21日

ヨーロッパ評議会諮問会議による最初の裁判官の選出

1959年2月23～28日

裁判所の最初の会期

1959年9月18日

裁判所規則の採択

1960年11月14日

最初の判決
(*Lawless v. Ireland* 事件)

1998年11月1日

「新裁判所」の設立に関するヨーロッパ人権条約第11議定書の発効

2010年6月1日

裁判所の長期的な効率性を保証することを目的とするヨーロッパ人権条約第14議定書の発効

2018年8月1日

裁判所が勧告的意見を下すことを可能とするヨーロッパ人権条約第16議定書の発効

ヨーロッパ人権条約

ヨーロッパ人権条約は、ヨーロッパ評議会加盟国が、自国民だけでなく、その管轄にいる全ての人々の基本的な市民的、政治的権利を保障することを約束する国際条約です。ヨーロッパ人権条約は、1950年11月4日にローマで署名され、1953年に発効しました。



保障されていることと禁止されていること

ヨーロッパ人権条約は、以下のことを特に保障しています。:

- 生命に対する権利
- 公正な裁判を受ける権利
- 私生活及び家族生活の尊重を受ける権利
- 表現の自由
- 思想、良心及び信教の自由
- 財産権



ヨーロッパ人権条約が禁止している事項:

- 拷問、または、非人道的、品位を傷つける取扱いもしくは刑罰
- 奴隷、強制労働
- 死刑
- 恣意的、不法な身体の拘束
- 条約によって定められた権利や自由の享有における差別

